

桑名市役所本庁舎 1 階床材張替、カウンター等什器移動、撤去及び

処分等業務委託

一般競争入札実施要領

桑名市戸籍・住民登録課

*入札の参加を希望される方は、必ずこの実施要領をお読みください。

*この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名

桑名市役所本庁舎 1 階床材張替、カウンター等什器移動、撤去及び処分等業務委託

(2) 業務内容

桑名市役所本庁舎 1 階の床材張替、カウンター等什器の移動、撤去及び処分等業務委託業務仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 1 月 9 日まで

(4) 入札保証金

免除

(5) 契約保証金

免除

(6) 予定価格

設定あり

(7) 最低制限価格

設定なし

(8) 支払方法

業務完了検査後（前払金なし）

2. 入札に参加できる者の資格要件

入札に参加を希望する者は、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

(2) 過去 2 年の間に人口 10 万人以上の地方自治体における床材張替業務の履行実績を有する者。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。また、次の各号のいずれかに該当しないこと。

① 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者。

- ・桑名市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ・桑名市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- ・落札者が桑名市と契約を締結すること又は桑名市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により、桑名市が実施する監督又は検査に当たり職員職務の執行を妨げた者。

- ・ 正当な理由がなく桑名市との契約を履行しなかった者。
 - ・ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ・ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者。
- (4) 入札参加の申込日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 入札参加の申込日以降において、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (6) その他仕様書の要件を満たすこと。

3. 実施スケジュール

質問の受付	令和5年11月6日（月）午後5時15分まで
質問の回答	令和5年11月7日（火）
入札参加資格審査申請	令和5年11月9日（木）まで 午後5時15分まで
入札参加資格審査結果	令和5年11月10日（金）
入札日	令和5年11月14日（火） 午後2時00分

3. 入札参加の申込み

入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格審査申請書等を提出すること。

(1) 申請に必要な書類

- ・ 実績調書
- ・ 実績を確認できる契約書の写し等

(2) 受付期間等

【受付期間】 公告日から令和5年11月9日（木）まで

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

【提出方法】 下記提出フォームによる提出とする。ただし、提出様式は pdf ファイルとする。

[提出フォームURL]

<https://logoform.jp/form/XAEm/411429>

(3) 入札参加資格の有無

入札参加資格の審査の結果は、令和5年11月10日（金）にフォーム上で通知する。

4. 入札に関する質問

本入札に関して質問がある場合は、次の方法に限り受け付けることとする。

(1) 質問の受付

【受付期間】 公告日から令和5年11月6日（月）まで

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

【受付方法】 下記質問フォームにより受け付ける。なお、来所、郵送、電子メール、電話など、フォーム以外による質問は一切受け付けない。また、本入札に関連が無いと判断した質問には回答しない。

[質問フォームURL]

<https://logoform.jp/form/XAEm/411428>

(2) 質問の回答

【回答日】 令和5年11月7日（火）

【回答方法】 フォーム上マイページに掲載する。

5. 入札

(1) 入札日時等

【入札日時】 令和5年11月14日（火） 午後2時00分から
（定刻を過ぎると入室できません）

【入札場所】 桑名市役所本庁舎4階第1会議室（入札室）

(2) 当日に持参するもの

- ① 入札書 2通
- ② 委任状 （代理人が入札する場合）
- ③ 封筒（入札書封入用。指定は無いが封印されていること。） 2通
- ④ その他必要に応じて印鑑、筆記用具など

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 入札の中止

天災（暴風、洪水、大雨、大雪、地震等）、火災、暴動等により、入札を急遽中止する場合がある。この場合、入札当日の午前9時までに入札参加者に対し

て電話等にて連絡を行う。

(5) その他

入札説明会は実施しない。

6. 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札時間までに定められた入札場所に必ず入室すること。
- (2) 入札室に入室できる人数は、2人までとする。
- (3) 入札にあたっては、入札室の注意事項を厳守すること。
- (4) 入札参加者が1者の場合でも、入札は有効とする。
- (5) 入札回数は、2回までとする。なお、初回の入札において無効の入札した者及び失格となった者は、再度の入札に参加することはできない。(入札書を2通用意してください。)
- (6) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、または撤回することはできない。
- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき又は委任状を提出していない代理人が入札をしたとき
 - ② 指定した時刻までに入札書を提出しなかったとき
 - ③ 所定の入札書以外で入札したとき
 - ④ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
 - ⑤ 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人印と異なる印鑑が押印されているとき
 - ⑥ 入札金額の記載に訂正があるとき
 - ⑦ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明な入札のとき
 - ⑧ 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し2枚以上の入札をしたとき
 - ⑨ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理を兼ねたとき
 - ⑩ 入札に際して連合等の不正行為があったとき
 - ⑪ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき
 - ⑫ その他本入札実施要領に違反する入札をしたとき

7. 入札書の記入等について

- (1) 入札書には、必ず入札日当日の日付を記入すること。
- (2) 記入にあたっては、黒又は青のインクを使用すること。
- (3) 入札価格は、消費税及び地方消費税を含まない価格を記載すること。
- (4) 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3…)を使用すること。
- (5) 入札書への金額の記入の際、最初の数字の前に「¥」を記入すること。
- (6) 入札において使用する通貨単位は、日本円に限る。

- (7) 入札価格の訂正は、訂正印があっても無効とする。
- (8) 入札書には、入札者の所在地、名称及び代表者等氏名を記入し、入札参加資格申請時に使用印として届け出た印（以下、「届出印」という。）を押印すること。なお、代理人が入札する場合は、申込者（入札者）の所在地、商号又は名称及び代表者等氏名を記入のうえ（届出印は不要）、代理人の氏名を記入し、委任状の代理人印を押印すること。
- (9) 封筒には入札書のみを入れて封印し、封筒の表面に別紙「入札書及び封筒作成要領」のとおり記入・押印のうえ投函すること。（印鑑は届出印で押印）
- (10) 1度目の入札で落札者が決定しない場合は、再度入札を実施するので封印された入札書を2通準備すること。

※入札書及び封筒の作成に当たっては、別紙「入札書及び封筒作成要領」を参照のうえ、作成してください。

8. 開札、落札者の決定

- (1) 開札は、入札者の立会いのもとで行う。
- (2) 落札者は、次の方法により決定する。
 - ① 桑名市が事前に定めた予定価格以下で、かつ、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできない。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札金額をその場で入札者に伝える。なお、入札結果については、その内容（落札金額等）を公表する場合がある。
- (4) 落札者の決定後であっても、正当な入札でないことが認められたときは、落札者の決定を取り消す場合がある。なお、この場合は、予定価格以下で次に低い価格をもって入札した者を新たな落札者として決定する。

9. 契約の締結

- (1) 落札決定後は、桑名市の指示に従い速やかに契約を締結すること。
- (2) 契約書2部のうち1部（桑名市用）に貼付する収入印紙は落札者の負担とする。
- (3) 契約保証金は、免除する。

10. その他

- (1) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (2) 入札時間までに入札場所に入室しない場合は、失格とする。
- (3) 落札者は、契約の履行にあたり、各種法令等を遵守すること。